

みよし市家庭的保育事業所等設置者選定審査会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市附属機関の設置に関する条例(平成21年三好町条例第2号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、みよし市家庭的保育事業所等設置者選定審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、別に定める募集要項により募集した家庭的保育事業所等を実施しようとする者に対して、当該者が提出した書類の審査及び内容聴取を行い、家庭的保育事業所等を実施する者を選定するものとする。

(組織)

第3条 委員は、条例別表に規定する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、4年以内とする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、学識経験を有する者のうちから市長が選任する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めたときは、委員以外の関係者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第7条 審議会の事務は、小規模保育事業担当において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。